

令和7年3月

法務省矯正局

刑事施設における発達上の課題を有する受刑者 に対する処遇・社会復帰支援の在り方について

1. はじめに

「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）では、「発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等」（施策番号61）が掲げられているなど、発達上の課題を有する受刑者の再犯防止を図るためには、その特性に応じた指導・支援の充実が重要となる。

しかし、刑事施設に一定数いる発達上の課題を有する受刑者の中には、その特性により、様々な生きづらさや困難を抱えている者も少なくないものの、刑事施設においては、発達障害やその特性に関する知識や処遇のノウハウを持つ職員に限られており、特性に応じた適切な再犯防止に向けた処遇や医療的措置、社会復帰支援を十分に行うことが困難な現状にある。

そこで、発達上の課題を有する受刑者の円滑な社会復帰と再犯防止に向けた処遇・社会復帰支援の在り方について検討することとした。

2. 概数調査の結果

刑事施設における発達上の課題を有する受刑者の概数を把握する必要があったことから、令和5年5月17日から同年6月6日までの間、全国の処遇施設において刑執行開始時調査を実施した者を対象に、成人期の発達障害（①注意欠如多動症、②自閉スペクトラム症）に係るスクリーニング検査の実施を含めた特別調査を実施した。その結果、発達障害又はその疑いのある受刑者は、約12パーセントに上り、一定数の者が発達上の課題を有していることが判明した。

詳細は、別添1のとおり。

3. 有識者からの意見聴取

（1）目的

上記を踏まえ、発達障害等に通暁した有識者から、刑事施設における発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援の在り方について、意見聴取等を行う。

(2) 有識者（五十音順、開催当時）

- 石 附 智奈美 氏（広島大学大学院医系科学研究科講師）
内 山 登紀夫 氏（福島学院大学福祉学部教授）
奥 村 雄 介 氏（東日本成人矯正医療センター長）
川 田 哲 嗣 氏（京都刑務所医務部長）
榊 屋 二 郎 氏（東京医科大学准教授）
松 上 利 男 氏（社会福祉法人北摂杉の子会理事長）
水 藤 昌 彦 氏（山口県立大学社会福祉学部教授）

(3) 検討事項

発達上の課題を有する受刑者に関する以下の事項

- ア 矯正処遇・社会復帰支援の在り方について
イ 職員に対する研修の在り方について
ウ 処遇効果の検証の在り方について
エ 職員体制・物的体制の在り方について
オ その他

(4) 検討経緯

<第1回>

- 日時：令和5年5月15日（月）午前10時から午後零時まで
場所：法務省（オンライン併用）
内容：・アセスメントについて
・処遇・支援方針について
・環境整備等について

<第2回>

- 日時：令和5年7月20日（木）午後1時30分から同5時まで
場所：大阪刑務所（一部オンライン併用）
内容：・同所の概況説明・見学
・処遇・支援方法について
・職員体制・育成について
・効果検証の指標等について

<第3回>

- 日時：令和5年11月8日（水）午後3時から同5時15分まで
場所：オンライン
内容：・刑事施設における特性を踏まえた取組等のヒアリング

<第4回>

- 日時：令和6年2月5日（月）午後1時30分から同4時まで
場所：市原青年矯正センター（一部オンライン併用）

- 内容：・同センターの概況説明・見学
- ・社会復帰支援と関係機関との連携について

<第5回>

- 日時：令和6年3月13日（水）午前10時から同11時40分まで
- 場所：法務省（オンライン併用）
- 内容：・具体的な処遇・社会復帰支援の内容について
- ・再犯防止に向けた知見等の活用について
- ・今後期待することについて

4. 有識者からの意見等を踏まえた方針

- (1) 西日本成人矯正医療センターに、刑事施設における発達上の課題を有する受刑者の処遇・社会復帰支援に関する中核的な役割を担う多職種によるチームを編成する。
- (2) 大阪刑務所において、同センターの多職種チームの連携協力の下、発達上の課題を有する受刑者の処遇・社会復帰支援モデル事業を実施する。
詳細は別添2のとおり。